

「常任理事の選定」及び「常任理事会の構成員」について

1 常任理事の選定

公益社団法人神奈川県病院協会定款第22条第2項による常任理事に次の者を選定したい。(15名)

長	倉	靖	彦	理	事
沼	田	裕	一	理	事
高	野	靖	悟	理	事
新	納	憲	司	理	事
松	井	住	仁	理	事
南		康	平	理	事
松	島		誠	理	事
太	田	史	一	理	事
三	角	隆	彦	理	事
篠	原	裕	希	理	事
鈴	木	龍	太	理	事
土	屋		敦	理	事
内	海		通	理	事
池	島	秀	明	理	事
鈴	木	紳	一郎	理	事

○公益社団法人神奈川県病院協会定款（抜粋）

（役員の設定）

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 35名以上50名以内

(2) 監事 3名

2 理事のうち1名を会長、2名以上4名以内を副会長、10名以上15名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び総務担当常任理事、経理担当常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

## 2 常任理事会の構成員

会長、副会長、常任理事の先生方及び地区を代表する先生方で構成すること  
としたい。

職名	氏名	病院名	二次医療圏	地区病会長・代表
会長	吉田 勝明	横浜鶴見リハビリテーション病院	横浜	
副会長	窪倉 孝道	汐田総合病院	横浜	
〃	長堀 薫	横須賀共済病院	横須賀・三浦	○三浦半島病院会
〃	小松 幹一郎	小松会病院	相模原	
〃	菅 泰博	麻生総合病院	川崎	
常任理事	長倉 靖彦	横浜掖済会病院	横浜	
〃	沼田 裕一	横須賀市立うわまち病院	横須賀・三浦	
〃	高野 靖悟	相模原協同病院	相模原	
〃	新納 憲司	大口東総合病院	横浜	
〃	松井 住仁	長田病院	横浜	○横浜市病院協会
〃	南 康平	丹羽病院	県西	○小田原医師会病院会
〃	松島 誠	松島病院	横浜	
〃	太田 史一	太田総合病院	川崎	
〃	三角 隆彦	済生会横浜市東部病院	横浜	
〃	篠原 裕希	クローバーホスピタル	湘南東部	
〃	鈴木 龍太	鶴巻温泉病院	湘南西部	
〃	土屋 敦	浏野辺総合病院	相模原	○相模原市病院協会
〃	内海 通	総合新川橋病院	川崎	○川崎市病院協会
〃	池島 秀明	湘南泉病院	横浜	
〃	鈴木 紳一郎	藤沢湘南台病院	湘南東部	○湘南病院協会
理事	杉山 肇	神奈川リハビリテーション病院	県央	○厚木病院協会
〃	牧田 浩行	神奈川県立足柄上病院	県西	○足柄上病院会
〃	三松 興道	鎌倉病院	横須賀・三浦	○鎌倉市医師会病院会
〃	稲瀬 直彦	平塚共済病院	湘南西部	○湘南西部病院協会
〃	島崎 猛	桜ヶ丘中央病院	県央	○大和・高座病院協会

○公益社団法人神奈川県病院協会 組織運営規程（抜粋）

（常任理事会）

第5条 定款第24条3項の常任理事会は、総会及び理事会などの機関を補佐するため、審議事項の協議等を行う。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

3 常任理事会は、開催の必要に応じて会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

4 会長は、必要に応じて、第2項以外の者に出席を求めることができる。

5 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは予め定めた順序により、副会長が当たる。